

社会福祉法人 欣彰会  
特別養護老人ホーム敬寿園七里ホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人欣彰会が開設する指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム敬寿園七里ホーム」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 職員は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム敬寿園七里ホーム
- (2) 所在地 さいたま市見沼区大谷2022-1
- (3) 定 員 120人(ユニット型120人(1ユニット10人、ユニット数12))

(施設職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)  
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医 師 1名  
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 2名以上(常勤)  
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上(常勤換算)  
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (5) 介護職員 40名以上(常勤換算)  
介護職員は、入所者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上(常勤)  
管理栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

- (7) 機能訓練指導員 1名  
機能訓練指導員は、機能の低下を防止するための訓練を行う。
- (8) 調理員 5名以上(業務委託)  
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- (9) 事務職員 1名以上(常勤)  
事務職員は、必要な事務を行う。
- (10) 介護支援専門員 2名以上(生活相談員兼務、介護職員兼務)  
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- (2) サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
  - ア 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
  - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
  - エ 入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。また、やむを得ず身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
  - オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
  - カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。又、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
  - キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
  - ク 入所者の外出の機会を確保するよう努める。
  - ケ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設介護計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- (1) 介護支援専門員は、他の職員と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し同意を得るものとする。
- (2) 施設サービス計画の原案の内容について、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、その内容及び計画変更の必要性等について、専門的見地から意見を求める。
- (3) 解決すべき課題の把握に当たっては、利用者及びその家族に面接の主旨を十分に説明し、理解を得た上で定期的に面接を行い、把握の結果を記録する。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
- (2) 食費 1, 700円/日  
特定入所者に関する基準費用額及び負担限度額 国の基準による。
- (3) 居住費 ユニット型個室 2, 350円/日  
特定入所者に関する基準費用額及び負担限度額 国の基準による。
- (4) 理美容代 実費/回
- (5) 教養娯楽費 200円/日
- (6) 日用品費 200円/日
- (7) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第9条 サービス提供時に入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

- (1) 協力医療機関名 医療法人財団新生会 大宮共立病院
- (2) 協力医療機関住所 さいたま市見沼区片柳1550番地

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に(概ね3月に1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年2回以上)実施すること。

(身体拘束等)

第13条 入居者又は他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護職員その他の授業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待防止のための措置)

第14条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。

(4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告を行い、事実確認のために協力する。

(苦情処理)

第 15 条 施設は、入所者及びその家族から苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合で、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告することとする。

- 2 提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関しては、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号の措置を講じるものとする。

- (1) 事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会お飛び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 施設は、前項の事項の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

- 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上

- 2 秘密の保持

- (1) 職員は、個人情報保護法等に基づき業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 職員であった者に、業務上知り得た施設入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人欣彰会理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成26年11月 1日から施行する。

平成27年 8月 1日 改訂

平成30年 3月15日 改訂

令和 元 年10月 1日 改訂

令和 3 年11月18日 改訂

令和 4 年 2月21日 改訂

令和 5 年 4月 1日 改訂（介護支援専門員の兼務表記等、食費）

令和 6 年 4月 1日 改訂（業務継続計画、衛星管理等、身体拘束等）